

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成30年6月27日(水) 午前10時00分
閉会日	平成30年6月27日(水) 午前11時50分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第7・8会議室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 林 みすず 委 員 伊藤祐司 大島令子 加藤和男 佐野尚人
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 中西直起 次長 成瀬 拓 次長(福祉、長寿、子育て支援、保険医療、健康推進担当) 中野智夫 長寿課長 出口史朗 課長補佐(介護保険、地域支援担当) 井上隆雄 介護保険係長 青山祐司 子育て支援課長 門前 健 課長補佐(保育、子ども未来担当)兼子ども未来係長 西本 拓 保険医療課長 斉場三枝 課長補佐 名久井洋一 医療係長 野田 聡 健康推進課長 浅井俊光 教育部長 川本晋司 教育部次長兼教育総務課長 山端剛史 指導室長 水野和幸 主幹 水野真樹 庶務教育係長 諸戸洋子  計 18名
職務のため出席した者の職氏名	議長 川合保生 議会事務局長 福岡隆也 主任 飯田純子
会議録	別紙のとおり



別紙

委員長 開会宣言  
議長 あいさつ  
市長 あいさつ

## 議案審査

### 議案第 47 号 長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

子育て支援課長 議案第 47 号について説明

大島委員 改正の背景は何か。

子育て支援課長 平成 29 年 12 月に地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定され、  
その中で放課後児童健全育成事業の資格内容の分かりづらさの解消及び資  
格要件の拡大に関して地方からの提案があった。今回の改正は、提案を受  
けて国が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正した  
ことに伴うものである。

大島委員 放課後児童支援員の資格要件が緩和されることにより、職員を確保しや  
すくなるのか。

子育て支援課長 本市の雇用条件に実際に含めるかどうかは、状況を見極めながら内部で  
前向きに検討していきたい。

林委員 国は「職員の 7 割程度が非常勤職員で、低賃金」と言っている。本市の  
有資格者 11 人の処遇はどのようなか。

子育て支援課長 本市では嘱託員として放課後児童支援員を雇用している。報酬は、平成  
30 年度は月額 154,200 円、長期休暇中は労働時間が増えるため月額 181,400  
円である。昨年度から月 1,200 円の増額である。

佐野委員 資格要件に、放課後児童健全育成事業に従事した実績年数が加わったが、  
雇用の拡大に繋がるのか。また、本市にとってデメリットとならないか。

子育て支援課長 今回の資格要件の拡大により、高校を卒業していない方の雇用ニーズが  
明らかになってくると考える。放課後児童支援員は責任ある立場として雇  
用しているが、現在資格がない方は補助員として雇用している。補助員と  
して経験を積むことで、有資格者と同等の放課後児童支援員となり得ると  
考えている。また、現段階でデメリットとなるかの検証は難しい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 47 号長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第 47 号は、原案のとおり可決

**議案第 48 号 長久手市障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について**

保険医療課長  
林委員

議案第 48 号について説明

改正の趣旨は具体的に何か。病院等の施設の数や規模によって、自治体  
の財政負担に差が出ていることが要因か。

保険医療課長

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改  
正する法律が平成 27 年 5 月に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から適用され  
た。今回、持続可能な医療保険制度を構築するために、医療保険制度の財  
政基盤の安定、医療保険の保険料にかかる国民の負担に関する公平の確保、  
医療保険の保険給付の対象となる適正化の措置が実施される。施設がある  
自治体の財政負担が大きいことは明らかであるため、その対策だと考えて  
いる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 48 号長久手市障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につ  
いては、賛成全員。

議案第 48 号は、原案のとおり可決

**議案第 49 号** 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について  
保険医療課長 議案第 49 号について説明

質疑及び意見はなし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 49 号長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第 49 号は、原案のとおり可決

**議案第 44 号** 長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 44 号について説明

林委員 土地等を譲渡した場合、翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になってしまうことに配慮した改正であるが、具体的な改正内容はどのようなか。

長寿課長 介護保険法施行令が改正されたことに伴うものである。平成 30 年 4 月 1 日から介護保険料の判定において、譲渡所得がある場合には特別控除額を勘案すること、また平成 30 年 8 月 1 日から介護保険サービス利用時の自己負担割合の判定基準となる合計所得金額において、譲渡所得があった場合には特別控除額を勘案することとなった。

林委員 譲渡所得に係る特別控除には具体的にどのようなものがあるか。

長寿課長 収用交換のために土地等を譲渡した場合の最大 5 千万円、居住用財産を譲渡した場合の最大 3 千万円等がある。

林委員 本市では何件該当する見込みがあるか。

長寿課長 介護保険料の本徴収に向けた計算時では 100 人が該当する見込みである。

大島委員 譲渡所得が特別控除額を超える方は何人いるか。

長寿課長 現段階では把握していない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 44 号長久手市介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第 44 号は、原案のとおり可決

**議案第 45 号 長久手市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例について**

長寿課長 議案第 45 号について説明

林委員 現在本市に看護小規模多機能型居宅介護はないが、どのようなサービスであり、整備計画はあるのか。

長寿課長 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に医療ケアを提供する訪問看護の機能を加え、利用者のニーズに応じて柔軟なサービスを提供するサービスである。整備計画としては、平成 31 年度に 1 つ設置する予定である。

林委員 今回の改正は、一般病床のみの有床診療所が看護小規模多機能型居宅介護に参入しやすくなるよう基準を緩和するものであるが、趣旨をどのように考えているか。

長寿課長 看護小規模多機能型居宅介護は 1 つの事業所がサービスを組み合わせて提供するため、サービス間の調整がしやすくスムーズな利用ができるものである。国としても看護小規模多機能型居宅介護を普及していきたいため、今回規制緩和したと認識している。

大島委員 今回の改正をすることで、平成 31 年度に本市に設置予定の法人に影響はあるのか。

長寿課長 今回の改正は、介護保険法の施行令が改正されたことに伴うものである。平成 31 年度に計画している看護小規模多機能型居宅介護は、事業所が決まっていないため、改正による影響があるかは分からない。

林委員 尾張東部圏域で看護小規模多機能型居宅介護を実施している市はあるか。

- 長寿課長 尾張東部圏域ではない。
- 林委員 尾張旭市では、人材確保が難しく、採算がとれる見込みがないため計画していないという議会の答弁があった。本市では参入の見込みや採算性をどのように考えているのか。
- 長寿課長 参入の見込みは現在把握していない。今後参入の相談があれば、採算がとれ、サービスが継続できるよう対応していきたい。
- 大島委員 市が計画するような答弁に聞こえるが、計画するのは事業者側ではないのか。
- 課長補佐 計画とは、介護保険事業計画のことである。計画策定前に市内の高齢者にアンケート調査を行った結果、在宅で最期まで過ごしたいという意見が多かった。計画策定委員会でニーズに対応できるサービスを議論した結果、看護小規模多機能型居宅介護が必要であるという結論になり、平成31年度に市として整備することを計画に盛り込んでいる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

- 林委員 今回の改正は、看護小規模多機能型居宅介護のサービス料を増やす視点で、参入できる資格を医療法人のみだったものから、基準を緩和し医療法の許可を受けて診療所を開設している19床以下の診療所も認めるものである。看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを組み合わせたもので、通所介護を中心に訪問介護、ショートステイ、訪問看護を組み合わせ、一体的に24時間365日提供するサービスであり、主治医との連携のもと医療ニーズの高い要介護者を支援するものである。尾張東部圏域にひとつもないのは、看護師等の人材確保が困難なこと、介護報酬が低く採算がとれないためである。看護小規模多機能型居宅介護の重要性を認識し、普及に向けての報酬の改正や人員確保の支援は認めるが、今回の改正はふさわしくないと考える。一定の規模を持つ医療法人ですら、人材確保や採算をとることが困難な状況であり、安易に診療所に参入を促すことは安定的で安全なサービス提供が保証されない。抜本的な施策を政府に求めるべきとして反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第 45 号長久手市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例については、賛成多数。

議案第 45 号は、原案のとおり可決

**議案第 46 号 長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

長寿課長 議案第 46 号について説明

大島委員 改正前の第 5 条中に「法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者」とあるが、どのような者であるか。

長寿課長 介護職員初任者研修課程を修了した者である。平成 30 年 4 月 1 日から法第 8 条第 2 項に生活援助従事者研修が加わったが、今回の資格要件には該当しないため、介護職員初任者研修課程を修了した者に限るという表現となった。

大島委員 必要な資格要件は変わらないのか。

長寿課長 変わらない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 46 号長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成全員。

議案第 46 号は、原案のとおり可決

<午前 10 時 56 分 休憩>

<午前 11 時 05 分 再開>

## 所管事務調査

### 1 いじめ対策について

- 教育総務課長
- ・ いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、長久手市いじめ防止基本方針を策定し取り組んでいる。この方針の中には、関係機関との連携、相談体制の整備も明示している。
  - ・ 深刻ないじめに発展する前に些細なことでも相談できる体制が整備されていることが重要である。
  - ・ 学校の担任、養護教諭、担任以外の教員、スクールカウンセラー等は最も身近な相談先である。学校では、いじめは決して許されない行為であること、どの子にもどの学校にも起こり得るものであることを十分に認識した上で防止と対策に取り組んでいる。各学校においてもいじめ防止基本方針を掲げ、いじめ予防の対策をしている。
  - ・ 学校での具体的な対策例としては、学期に1回いじめアンケート及び教育相談、年に2回QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）、小学4年及び中学1年を対象にセルフディフェンス講座、道徳教育、各種教室等を実施し、いじめ予防のための対策を講じている。
  - ・ 学校以外の相談先として、教育委員会では指導主事やスクールソーシャルワーカーがいじめの相談を受ける。また、いじめの早期発見や対処のための対策を効果的に推進するため「いじめ問題対策連絡協議会」の開催や、いじめによる重大事態が発生した際に調査をすることを目的にした「いじめ問題専門委員会」を各年1回開催し、情報交換をしている。
  - ・ 市の相談体制として、福祉部子育て支援課の所管として子育て支援センター内に家庭児童相談室を設け、保健師や社会福祉士の資格を有した職員がいじめを含む様々な相談を受けている。
  - ・ 身近な人に相談できない方の相談先としては、24時間いじめの悩み電話相談「いじめほっとライン24」、こころの電話、いじめ・不登校相談窓口、ヤングテレホン、子どもの人権110番等の電話相談窓口がある。

### 2 不登校児童への対応について

- 教育総務課長
- ・ 長期欠席児童生徒数は、小学生が平成27年度21人、平成28年度15人、平成29年度23人、中学生が平成27年度35人、平成28年度36人、平成29年度52人と増加傾向にある。
  - ・ N-ハウスあい（適応指導教室）の通級児童生徒数は、小学生と中学生合わせて平成27年度12人、平成28年度14人、平成29年度29人となっている。

- ・ 学校現場では、Nーハウスあいの活動に加え、スクールカウンセラー、心の教育相談員の配置により不登校になる前段階からケアを心がけている。
- ・ 保護者の支援として、心の教育アドバイザーによる相談やこーひーぶれいくを開催し、親の孤立を防いでいる。
- ・ 今年度から3人体制となったS SW（スクールソーシャルワーカー）を教育総務課に配置し、学校を巡回しながらヒアリングを行い、気になる児童生徒へ支援できるようにしている。
- ・ 市の現職教育研修の実施、事例研究会、巡回相談等、教員のレベルアップや情報交換を行っている
- ・ 不登校となる原因は個々のケースにおいてさまざまである。現場の教職員とともに、福祉関係部署との意見交換を行いながら情報共有を進めている。

大島委員 長期欠席とは、病気を理由としない30日以上欠席ということでしょうか。  
教育総務課長 そのとおりである。

大島委員 Nーハウスあいに通う児童生徒の送迎はどのようなか。

教育総務課長 保護者の送迎の場合や児童生徒が1人で来る場合等、さまざまである。

大島委員 学校が児童生徒や保護者にNーハウスあいを紹介するのか。

教育総務課長 児童生徒、保護者から相談を受けた担任やS SWがNーハウスあいを紹介している。また、心の教育アドバイザーが保護者へ紹介する場合もある。

大島委員 Nーハウスあい最後の手段だと考える。中学生の通級が増えているが、進路相談はどうしているのか。

指導室長 学校の担任や教員とNーハウスあい連携し、児童生徒や保護者と話し合い、進路を決めている。

大島委員 学校復帰数が少ないと感じるが、いじめや不登校に対する教育委員会の力の入れ方が足りないのではないかと。スクールカウンセラー2人で小学校6校を巡回、S SWが中学校に常駐していないという体制で子どもたちへの支援が十分にできるのか疑問である。

教育総務課長 S SWは今年度から3人体制となり、1人1中学校区を割り当てているが、将来的に必要な増員も考えている。不登校の原因はさまざまであり、ケースに応じて関係部署で情報共有しており、時間をかけて本人の重荷を除いていく必要がある。年度毎の人数の推移はひとつの基準である。全力で取り組んでいることを理解していただきたい。

指導室長 スクールカウンセラーは各小学校1人いることが望ましいと考える。スクールカウンセラーは愛知県からの派遣職員のため、多様な家庭環境を持つ子

どもが増えているという状況を愛知県へ報告し、人員増員の要望をしている。SSWは中学校区ごとに1人の配置であり、複数の小学校を担当している。毎日学校と連携し、必要に応じて面談をしており、現状の中において全力で取り組んでいる。

佐野委員 Nーハウスあいの通級児童数が増加し、学校復帰数が減っている要因をどう分析しているか。

指導室長 Nーハウスあいは学校復帰を目標に子どもの支援をしている。さまざまな悩みや不安を抱えている子どもが多く、一概にこの方法をとると復帰できるというものはない。個々の状況が違うため、年度毎の学校復帰数が変わると考えている。

佐野委員 学校復帰がベストであるが、Nーハウスあいへ通うこと自体も重要視しているということによいか。

指導室長 Nーハウスあいに通っている子どもはコミュニケーションが上手くとれない子が多い。人間関係や学習の悩み等をそれぞれ抱えているため、まずは焦らずに心を紐解いてあげることが重要視している。

佐野委員 Nーハウスあいに通う児童生徒が増えており、新たなコミュニティができてくると思うため、暖かく見守って指導していただきたい。不登校が原因で私立に転校した子どもは、長期欠席児童生徒数に含まれているのか。

指導室長 転校した子どもは数に含まれていない。

佐野委員 市内居住の長期欠席児童生徒数ではなく、公立校のみの数ということか。

指導室長 そのとおりである。私立の長期欠席児童生徒数は把握できない。

大島委員 いじめる子どもに対して、どのような指導をしているか。

指導室長 いじめは許されることではない、命は大事であることを全体に指導している。1年に3回教育相談を実施しており、言動で心配な子どもがいる場合は担任から直接指導をしている。

大島委員 保健室登校の子どもはどれくらいいるのか。また、保健室でどのように過ごしているのか。

指導室長 人数は把握していない。保健室で1時間過ごして帰宅する子ども、保健室で少し学習して給食を食べて帰宅する子ども等がいる。

教育部長 保健室の利用は1日約50~60人であり、その1割程度が保健室登校だと聞いたことがある。

加藤委員 心の教育アドバイザーの西村則子先生はどのような方か。

教育総務課長 有識者であり、近隣市町でアドバイザーとして活躍している方である。

指導室長 主に保護者の相談を受けている。

加藤委員 定期的に相談できるのか。

- 主幹 教育委員会や学校からの要請に応じて、各学期に1～2回のペースで定期的に学校を巡回している。
- 加藤委員 アドバイザーが巡回する日を保護者に通知しているのか。  
指導室長 通知している。
- 加藤委員 こーひーぶれいくの開催頻度はどのようなか。  
指導室長 1年に3回開催している。対象はNーハウスあいに通っている児童生徒の保護者である。
- 加藤委員 スクールカウンセラー、心の教育相談員、SSWの連携はどのようなか。  
教育部長 心の教育相談員はスクールカウンセラーが学校にいない日に常駐しており、学校には常にカウンセラーがいる体制となっている。SSWは家庭や地域の問題を含めて相談を受け、関係機関に繋ぐ役割である。それぞれ学校を通じて児童生徒の情報を共有している。
- 大島委員 小中学校のホームページが統一されていない。教育委員会が予算計上し、外部委託すべきではないか。  
教育部長 各学校でホームページを作成しているため、統一感がない。今後検討していきたい。
- 伊藤委員 いじめの未然防止のため、子どもの変化に早く気づくことが大事であるが、保護者対象の勉強会等を行っているのか。  
指導室長 PTA総会、学校からの各種通信、個人懇談会等で指導をしている。学校、家庭、地域で子ども達の少しの変化を見逃さないような体制をつくっていくことが、いじめ防止に繋がると感じている。

## 委員派遣について

- 委員長 平成30年7月30日、31日の2日間で視察を実施する。7月30日午後1時半から兵庫県宝塚市フレミラ宝塚において、「宝塚市子ども条例について」、7月31日午前10時から兵庫県尼崎市役所において、「尼崎市子どもの育ち支援条例について」を調査事項として視察し、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることに異議があるか。

<異議なし>

- 委員長 異議なしと認める。については、所管事務調査のため7月30日、31日の両日、兵庫県宝塚市及び兵庫県尼崎市へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

## 閉会中の継続調査の件

委員長 次、閉会中の継続調査について継続調査申出事件一覧表のとおり、平成31年4月30日まで閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

<異議なし>

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申し出ること全委員了承。

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前11時50分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成30年6月27日

教育福祉委員会委員長 山田かずひこ